

令和2年4月8日

保護者様

群馬大学共同教育学部附属小学校長
吉田 秀文

学校感染症による出席停止について

学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、医師の許可があるまで学校を休ませてください。病気が治ったときには、下記の治癒証明書を主治医に記入していただき、登校する日に必ず学校に提出してください。

なお、感染症予防のため、学校長の指示で出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。

	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群，中東呼吸器症候群，鳥インフルエンザ，新型コロナウイルス	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核，髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

治 癒 証 明 書

群馬大学共同教育学部附属小学校

年 組 氏名

上記の者は、学校感染症の（ ）が治癒しましたので

月 日より登校してよいことを証明します。

出席停止期間（ 月 日～ 月 日まで）

令和 年 月 日

医師の住所
氏名

印